

4 履修案内
2-2 専攻科目

(2006 から 2013 年度入学者に適用)

法学部履修案内

(2006から2013年度入学者に適用)

大学における法学教育の目的は、法的な知識の修得と応用を通じて広く法的思考力と正義感覚を養い、また、社会の基本構造と政治機能の認識を深めて、健全な常識と柔軟な思考力を身につけた自主的・自律的な社会人（市民）を養成することにあります。

法学部の専門分野である法学・政治学・行政学の特徴は、他の学問分野に比較して専門的・技術的性格が強く、また、体系的思考を要求するところにあります。このため、法学部の授業では、第一に、法学・政治学・行政学等の専門的内容を理解するために必要な基礎的知識や基本的な考え方についての教育（専門基礎教育）を重視することとして、全体的にカリキュラムを精選するとともに、科目の配当年次等を調整しています。

第二に、その対象とする我々の人間社会は、今日、高度な国際化・情報化・多様化の波に襲われ大きく揺れ動いています。それゆえ、みなさんは社会の動きに絶えず関心を持って鋭敏な問題意識を醸成しながら、まず基本的な科目を履修して法や政治の基本的仕組みを認識し、それを踏まえたくうえで、将来の進路に関連の深い、より専門的な科目を選択して特定の社会領域や先端的な領域における法や政治・行政の機能と運用を学ぶ、という段階的な学修を心掛けなければなりません。法律学科・自治行政学科の各カリキュラムは、このような段階的な学修に配慮して構成され、各科目に学年配当が付されているのです。

第三に、学修機会や科目選択の機会が広がり、みなさんの「学修スタイル」にあわせて学べる昼夜間教育制度やセメスター制度を設ける一方、学修効果を高め、着実な単位修得を促進するという観点から、各セメスターに履修登録をすることができる単位数に上限を設けています。

この結果、みなさんが授業科目を履修する際、従来より多くの時間割上の余裕が生まれることとなります。そうした空き時間は、講義の予習・復習、ゼミナール等の発表のための調査・準備など、自分なりに工夫をして計画的に利用する必要があります。そのために、図書館や法学部資料室、法学部学生研究室等の施設をぜひ有効に活用するようにしてください。

最後に、法学部では少人数教育による教師と学生との相互的・直接的な学修交流を重視し、1年次に「基礎演習」、2年次から4年次までは「ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を置いています。このように、4年間を通じてゼミ形式の授業を受けられる仕組みとなっています。そのほか、法学・政治学・行政学に関連する外国語文献を使った「外国書講読」も1年次から4年次まで用意してあります。日本の法と政治を外国のそれらと比較してみるという意味でもこれらの科目を積極的に活用すると良いでしょう。

法律学科履修案内

(2006から2013年度入学者に適用)

【カリキュラムの特色】

法律学科のカリキュラムは、まず法体系全体の基本となっている「憲法・民法・刑法」を基礎から丹念に学修し、そのうえに立って特別法ないし特殊な領域の法に学修の対象を広げていくという構成になっています。特に2年次からはコース制をとっており、みなさんは、各自の将来の進路や問題関心に応じて、「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のいずれかを選択することになります。

「法律職コース」は、裁判官、弁護士、検察官等の狭義の法律職（「法曹」と呼びます）を目指す者のほか、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、税理士、裁判所職員、法律事務所職員等の広義の法律職又はその補助職（「隣接法律専門職」と呼びます）を希望する者を対象としたコースです。憲法・民法・刑法等の基本六法を中心として、それらをより専門的に学ぶ特講科目や実務的な法律科目を重点的に履修することにより、法律の解釈・適用をめぐる問題を実践的に学修することを目的としています。また、法曹を目指し法科大学院に進学を希望する者のために、民法を重点的に学修するクラスを特設しています。

「企業法務コース」は、現代社会を支える企業活動の担い手として、経営・取引実務上必要とされる法学的素養を備えた人材の養成を目指したコースです。民法・商法を中心として、経済法、消費者法、金融法、中小企業と法、知的財産法等の科目を重点的に配置しています。「関連科目」中の経済学系の科目を合わせて履修することにより、現代の企業社会への認識を深めながら、広く企業・経営実務をめぐる法律問題を学修することができます。

「現代社会コース」は、現代社会に生起する多様な法現象を網羅するように科目を配置して、先端的な社会問題に対応する能力を育成することを目的とします。他のコースよりもやや選択の幅を広くし、特定領域に特化した学修をすることも、また、領域を限定せずに網羅的な学修をすることも可能です。法律職や企業活動などに限定するばかりではなく、公益的な活動や市民としての活動に問題関心のある者を対象としたコースです。

以上のようなコース制のほか、みなさんの多様な進路選択に対応するために、次のような仕組みを用意しました。

英語を集中的に学修して将来に生かしたいと考えている人に向けて、2014年度より、「法学政治学英語特講」を設けました。

法曹を目指し法科大学院への進学を希望する人や、隣接法律専門職の資格試験に挑戦する人を主な対象として、民法・刑法について、2012年度より、「法学部・法科大学院連携講義」（「法律学特講」の枠を参照してください）を開講しています。

【履修の心構え】

法律学科では、3コースごとに選択必修とする科目に違いを設けることによって、コース制の特色をより明確に出すことにしました。これは、みなさんが早い時期から将来の進路志望や勉学方針をじっくり考えて、それに相応しい効果的な内容の学修をすることを期待しているからです。したがって、1年次の授業科目を履修する際にも、できるだけそのための心の準備をしながら、目的意識をもって主体的に授業に臨むようにする必要があります。

コースの選択は2年次の履修科目登録時に行いますが、各コースとも定員はなく、各自の希望により自由に選択することができます。なお、学修を重ねていく途中で進路志望や問題関心が変わるということもありえますので、その後の各年度開始時にコースを変更することも可能ですが、卒業要件となる履修科目と修得単位の内容に違いがありますので、コースの変更は、各自の既修得単位などを点検しつつ、慎重に行ってください。

法曹を志望する者は、法科大学院に進学して勉強を重ね、司法試験を受験するのが現在の一般的なコースです。司法書士や税理士など隣接法律専門職の志望者も、それぞれの国家試験を受験する必要があります。これらの道に進むことを希望する学生は、将来の進学・受験を見据えて、法学部在籍中に基本的な法律科目をしっかりと学んでおくことが重要となります。上記「法学部・法科大学院連携講義」はそのための補助手段です。もっとも、受験科目に過度に集中するのではなく、幅広い諸科目を勉強しておくのもまた、大切なことです。

〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★は開講期変更追加科目、▲は2009年度以前の入学者まで履修することができる科目を示す。
- 2 「外国書講読Ⅰ～Ⅵ」は2007年度から各年次の設定がなくなり、1年次から履修することができる。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 共通科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 4 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の5の場合も同じ)。
- 5 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 6 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 7 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記4・5の制限の枠外とする。

〔コース制〕

- 1 2年次当初に「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のうち、いずれかのコースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次当初または4年次当初に「コース変更届」を提出すること。年度途中での変更は認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔法律学科卒業要件〕

授業科目 入学年度	共通科目										専攻科目			合 計	
	F Y S	外国 語科 目	教養系科目				計	A 群	B 群	C 群	関 連 科 目	計	自 由 選 択 科 目		
			キ ャ リ ア 形 成 科 目	人 文 の 分 野	社 会 の 分 野	自 然 の 分 野									健 康 科 学 の 分 野
2013年度 入学	2	4	4	4	4	28	28	28	30	86	18	132			
			計 22												

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通科目から次の内訳で合計28単位以上修得すること。
 - (1) F Y S 2単位(必修)。
 - (2) 外国語科目から同一語学を4単位以上。
 - (3) 教養系科目から22単位以上。ただし、人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上修得すること。また、キャリア形成科目の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1) A群から28単位以上修得すること
 - (2) B群から28単位以上修得すること
 - (3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。

なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、18単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 共通科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 自治行政学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
 - (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

— 教育課程における標準年次の区切線について —

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。

〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★は開講期変更追加科目、▲は2009年度以前の入学者まで履修することができる科目を示す。
- 2 「外国書講読Ⅰ～Ⅵ」は2007年度から各年次の設定がなくなり、1年次から履修することができる。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 共通科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 4 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の5の場合も同じ)。
- 5 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 6 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 7 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記4・5の制限の枠外とする。

〔コース制〕

- 1 2年次当初に「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のうち、いずれかのコースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次当初または4年次当初に「コース変更届」を提出すること。年度途中での変更は認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。またこれらの科目は各セメスターの履修制限単位数には含まない。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔法律学科卒業要件〕

授業科目	共通科目										専攻科目			自由選択科目	合計
	FYS	外国語科目	教養系科目					計	A群	B群	C群	関連科目	計		
			キャリア形成科目	人文の分野	社会の分野	自然の分野	健康科学の分野								
入学年度															
2006から 2012年度入学	2	4	4	4	4	計 22	28	28	28	30	86	18	132		

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通科目から次の内訳で合計28単位以上修得すること。
 - (1) FYS 2単位(必修)。
 - (2) 外国語科目から同一語学を4単位以上。
 - (3) 教養系科目から22単位以上。ただし、人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上修得すること。また、キャリア形成科目の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1) A群から28単位以上修得すること
 - (2) B群から28単位以上修得すること
 - (3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。
 なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、18単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 共通科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 自治行政学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
 - (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

——— 教育課程における標準年次の区切線について ———

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。

2018年度 法学部法律学科(企業法務コース) 教育課程表 (2013年度入学者に適用)

(学年は標準年次を示す)

専攻科目	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件 単位数											
	第1セメスター		第2セメスター		第3セメスター		第4セメスター													
	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位												
A 群科目	憲法 I 民法序説	2	憲法 II	2	憲法 III 民法 III	2	憲法 IV 民法 IV	2	民事訴訟法 I	2	倒産処理法	2							28以上	
	民法 I	2	民法 II ★刑法序説	2	刑法 III	2	刑法 IV	2												
	刑法 I	2	刑法 II	2	会社法 I	2	会社法 II	2	金融法 I【休講】	2	金融法 II【休講】	2								
B 群科目	裁判と法【休講】	2			環境法 I 家族法 I	2	環境法 II ★家族法 II	2	税法 I 知的財産法 I	2	税法 II 知的財産法 II	2								
					商法 I	2	商法 II	2	中小企業と法 I【休講】 民事執行・保全法 労働法 保険法	2	中小企業と法 II【休講】 民事訴訟法 II	2								
					消費者法 I	2	消費者法 II	2	社会保障法 I 経済法 I 国際取引法 I	2	社会保障法 II 経済法 II 国際取引法 II	2								
C 群科目			基礎演習	2	法学政治学セミナー I		4	法学政治学セミナー II		4	法学政治学セミナー III		4							
			外国書講読 I【休講】	2	外国書講読 II【休講】	2	外国書講読 III【休講】	2	外国書講読 IV【休講】	2	外国書講読 V【休講】	2	外国書講読 VI【休講】	2						
	日本近現代法史 I	2	日本近現代法史 II	2					法哲学 I 英米法 I 法社会学 I 比較法 I ★比較法 II アジア諸国の法 I 情報法 自治体法 I	2	法哲学 II 英米法 II 法社会学 II	2								
			法情報学	2					民法 V 民法 VII 不動産実務 登記実務 I	2	アジア諸国の法 II 憲法特講 自治体法 II 行政法特講	2								
			行政法 I	2	行政法 II	2			民法 VI 民法 VIII 不動産鑑定理論 登記実務 II 民法特講【休講】 企業法特講	2	民法特講【休講】 少年法 刑事訴訟法 II 法医学【休講】	2	登記実習	1						
			教育法 I	2	教育法 II	2			刑法特講 A【休講】 ★刑事政策 刑事訴訟法 I	2	国際法 III 国際私法 I 政治学特講 III	2	刑法特講 B【休講】 少年法 刑事訴訟法 II 法医学【休講】	2						
			国際法 I	2	国際法 II	2			法律学特講 III【休講】 法律学特講 V【休講】 日本政治思想史 I 比較政治学 I 西洋政治思想史 I 国際政治学 I 行政学 I	2	国際法 IV 国際私法 II 政治学特講 IV	2								
			行政実務特論【休講】	2	法律学特講 II	2			法律学特講 III【休講】 法律学特講 V【休講】 日本政治思想史 II 比較政治学 II 西洋政治思想史 II 国際政治学 II 行政学 II	2	法律学特講 IV【休講】 法律学特講 VI【休講】 日本政治思想史 II 比較政治学 II 西洋政治思想史 II 国際政治学 II 行政学 II	2								
			日本政治史 I【休講】	2	日本政治史 II	2	政治学原論 I	2	政治学原論 II	2										
			西洋政治史 I	2	西洋政治史 II	2	アジア政治外交 I	2	アジア政治外交 II	2										
			政治学特講 I	2	政治学特講 II	2			地方自治論 I 自治体経営論 I	2	地方自治論 II 自治体経営論 II	2								
			法学政治学英語特講 I	2	法学政治学英語特講 III	2	法学政治学英語特講 V	2	法学政治学英語特講 VI	2										
			法学政治学英語特講 II	2	法学政治学英語特講 IV	2														
	関連科目	情報処理 I	2	情報処理 II	2	社会経済学 I	2	社会経済学 II	2											
		経営学 I	2	経営学 II	2	経済政策	4	経済政策	4	会計制度論	2	税務会計論	2							
経済地理 I		2	経済地理 II	2	マクロ経済学	4	金融論	4												
日本史概論 I		2	日本史概論 II	2	西洋経済史 I マーケティング I	2	西洋経済史 II マーケティング II	2												
外国史概論 I		2	外国史概論 II	2	財務会計論	2	連結会計論	2												
人文地理学概論 I		2	人文地理学概論 II	2	日本経済史 I	2	日本経済史 II	2	社会思想史 I	2	社会思想史 II	2								
自然地理学概論 I		2	自然地理学概論 II	2	世界経済論 I	2	世界経済論 II	2												
地理学(含地誌)		2	地理学(含地誌)	2																
社会学概論 I		2	社会学概論 II	2	財政学 I	2	財政学 II	2												
哲学概論 I		2	哲学概論 II	2																

計 86 以上

30 以上

〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★は開講期変更追加科目、▲は2009年度以前の入学者まで履修することができる科目を示す。
- 2 「外国語講読Ⅰ～Ⅵ」は2007年度から各年次の設定がなくなり、1年次から履修することができる。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 共通科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 4 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の5の場合も同じ)。
- 5 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 6 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 7 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記4・5の制限の枠外とする。

〔コース制〕

- 1 2年次当初に「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のうち、いずれかのコースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次当初または4年次当初に「コース変更届」を提出すること。年度途中での変更は認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔法律学科卒業要件〕

授業科目 入学年度	共通科目						専攻科目			自由 選択科目 計	合 計			
	F Y S	外国 語科目	教養系科目				計	A 群	B 群			C 群	計	
			キャリア 形成科目	人文 の分野	社会 の分野	自然 の分野								健康 科学 の分野
2013年度 入学	2	4	4	4	4	28	28	28	30	86	18	132		
			計 22											

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通科目から次の内訳で合計28単位以上修得すること。
 - (1) F Y S 2単位(必修)。
 - (2) 外国語科目から同一語学を4単位以上。
 - (3) 教養系科目から22単位以上。ただし、人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上修得すること。また、キャリア形成科目の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1) A群から28単位以上修得すること
 - (2) B群から28単位以上修得すること
 - (3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。
 なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、18単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 共通科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 自治行政学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
 - (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

— 教育課程における標準年次の区切線について —

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。

〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★は開講期変更追加科目、▲は2009年度以前の入学者まで履修することができる科目を示す。
- 2 「外国語講読Ⅰ～Ⅵ」は2007年度から各年次の設定がなくなり、1年次から履修することができる。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 共通科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 4 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の5の場合も同じ)。
- 5 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 6 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 7 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記4・5の制限の枠外とする。

〔コース制〕

- 1 2年次当初に「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のうち、いずれかのコースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次当初または4年次当初に「コース変更届」を提出すること。年度途中での変更は認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。またこれらの科目は各セメスターの履修制限単位数には含めない。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔法律学科卒業要件〕

授業科目	共通科目										専攻科目			自由選択科目	合計
	FYS	外国語科目	教養系科目				計	A群	B群	C群	関連科目	計			
			キャリア形成科目	人文の分野	社会の分野	自然の分野							健康科学の分野		
入学年度															
2006から 2012年度入学	2	4	4	4	4	28	28	28	30	86	18	132			

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通科目から次の内訳で合計28単位以上修得すること。
 - (1) FYS 2単位(必修)。
 - (2) 外国語科目から同一語学を4単位以上。
 - (3) 教養系科目から22単位以上。ただし、人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上修得すること。また、キャリア形成科目の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1) A群から28単位以上修得すること
 - (2) B群から28単位以上修得すること
 - (3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。
 なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、18単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 共通科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 自治行政学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
 - (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

——— 教育課程における標準年次の区切線について ———

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。

〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★は開講期変更追加科目、▲は2009年度以前の入学者まで履修することができる科目を示す。
- 2 「外国語講読Ⅰ～Ⅵ」は2007年度から各年次の設定がなくなり、1年次から履修することができる。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 共通科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 4 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の5の場合も同じ)。
- 5 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 6 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 7 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記4・5の制限の枠外とする。

〔コース制〕

- 1 2年次当初に「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のうち、いずれかのコースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次当初または4年次当初に「コース変更届」を提出すること。年度途中での変更は認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔法律学科卒業要件〕

授業科目	共通科目										専攻科目				自由 選択科目	合 計			
	教養系科目										計	A 群	B 群	C 群			関 連 科 目	計	
	F Y S	外 国 語 科 目	キ ャ リ ア 形 成 科 目	人 文 の 分 野	社 会 の 分 野	自 然 の 分 野	健 康 科 学 の 分 野												
								計											
入学年度																			
2013年度 入学	2	4	4	4	4	4	計 22	28	28	28	30	86	18	132					

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通科目から次の内訳で合計28単位以上修得すること。
 - (1) F Y S 2単位(必修)。
 - (2) 外国語科目から同一語学を4単位以上。
 - (3) 教養系科目から22単位以上。ただし、人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上修得すること。また、キャリア形成科目の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1) A群から28単位以上修得すること
 - (2) B群から28単位以上修得すること
 - (3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。

なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、18単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 共通科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 自治行政学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
 - (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

教育課程における標準年次の区切線について

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしながら履修できない授業科目もありえますので注意してください。

2018年度 法学部法律学科(現代社会コース) 教育課程表 (2006から2012年度入学者に適用)

(学年は標準年次を示す)

専攻科目	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件 単位数		
	第1セメスター		第2セメスター		第3セメスター		第4セメスター				
	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位			
A 群科目	憲法 I	2	憲法 II	2	憲法 III	2	憲法 IV	2	28 以上		
	民法序説	2	民法 I	2	民法 II	2	民法 III	2			
	民法 I	2	民法 II	2	民法 III	2	民法 IV	2			
	民法 I	2	★刑法序説	2	★家族法 I	2	★家族法 II	2			
B 群科目	裁判と法【休講】	2			環境法 I	2	消費者法 I	2	環境法 I	2	28 以上
					商法 I	2	商法 II	2	商法 I	2	
					会社法 I	2	会社法 II	2	会社法 I	2	
					法哲学 I	2	法社会学 I	2	法哲学 I	2	
					比較法 I	2	★比較法 II	2	法社会学 II	2	
					民事訴訟法 I	2	情報法	2	自治体法 I	2	
					自治体法 I	2	自治体法 II	2	自治体法 I	2	
					税法 I	2	税法 II	2	税法 I	2	
					知的財産法 I	2	知的財産法 II	2	知的財産法 I	2	
					金融法 I【休講】	2	金融法 II【休講】	2	金融法 I【休講】	2	
中小企業と法 I【休講】	2	中小企業と法 II【休講】	2	中小企業と法 I【休講】	2						
経済法 I	2	経済法 II	2	経済法 I	2						
社会保障法 I	2	社会保障法 II	2	社会保障法 I	2						
自治体経営論 I	2	自治体経営論 II	2	自治体経営論 I	2						
C 群科目	基礎演習	2	法学政治学セミナー I	4	法学政治学セミナー II	4	法学政治学セミナー III	4	計 86 以上		
	外国書講読 I【休講】	2	外国書講読 II【休講】	2	外国書講読 III【休講】	2	外国書講読 IV【休講】	2			
	外国書講読 I【休講】	2	外国書講読 II【休講】	2	外国書講読 III【休講】	2	外国書講読 IV【休講】	2			
	日本近現代法史 I	2	日本近現代法史 II	2	英米法 I	2	英米法 II	2			
	法情報学	2	教育法 I	2	アジア諸国の法 I	2	アジア諸国の法 II	2			
	教育法 I	2	教育法 II	2	憲法特講	2	憲法特講	2			
	環境法 II	2	環境法 II	2	民法 V	2	民法 V	2			
	消費者法 II	2	消費者法 II	2	民法 VII	2	民法 VII	2			
	民法 V	2	民法 V	2	民法 VIII	2	民法 VIII	2			
	民法 VI	2	民法 VI	2	不動産鑑定理論	2	不動産鑑定理論	2			
民法 VII	2	民法 VII	2	登記実務 I	2	登記実務 II	2				
民法 VIII	2	民法 VIII	2	登記実務 II	2	登記実務 III	2				
登記実務 I	2	登記実務 I	2	企業法特講	2	企業法特講	2				
登記実務 II	2	登記実務 II	2	倒産処理法	2	倒産処理法	2				
企業法特講	2	企業法特講	2	民法特講【休講】	2	民法特講【休講】	2				
倒産処理法	2	倒産処理法	2	民事訴訟法 II	2	民事訴訟法 II	2				
民法特講【休講】	2	民法特講【休講】	2	刑事執行・保全法	2	刑事執行・保全法	2				
民事訴訟法 II	2	民事訴訟法 II	2	刑法特講 A【休講】	2	刑法特講 B【休講】	2				
刑事執行・保全法	2	刑事執行・保全法	2	★刑事政策	2	★刑事政策	2				
刑法特講 A【休講】	2	刑法特講 A【休講】	2	少年法	2	少年法	2				
★刑事政策	2	★刑事政策	2	刑事訴訟法 I	2	刑事訴訟法 II	2				
少年法	2	少年法	2	労働法	2	労働法	2				
刑事訴訟法 I	2	刑事訴訟法 I	2	国際法 III	2	国際法 III	2				
労働法	2	労働法	2	国際法 IV	2	国際法 IV	2				
国際法 III	2	国際法 III	2	国際私法 I	2	国際私法 I	2				
国際法 IV	2	国際法 IV	2	国際私法 II	2	国際私法 II	2				
国際私法 I	2	国際私法 I	2	国際取引法 I	2	国際取引法 I	2				
国際私法 II	2	国際私法 II	2	国際取引法 II	2	国際取引法 II	2				
国際取引法 I	2	国際取引法 I	2	政治学特講 III	2	政治学特講 III	2				
国際取引法 II	2	国際取引法 II	2	政治学特講 IV	2	政治学特講 IV	2				
政治学特講 III	2	政治学特講 III	2	法律学特講 III【休講】	2	法律学特講 III【休講】	2				
政治学特講 IV	2	政治学特講 IV	2	法律学特講 V【休講】	2	法律学特講 V【休講】	2				
法律学特講 III【休講】	2	法律学特講 III【休講】	2	法律学特講 VI【休講】	2	法律学特講 VI【休講】	2				
法律学特講 V【休講】	2	法律学特講 V【休講】	2	日本政治思想史 I	2	日本政治思想史 II	2				
法律学特講 VI【休講】	2	法律学特講 VI【休講】	2	比較政治学 I	2	比較政治学 II	2				
日本政治思想史 I	2	日本政治思想史 I	2	比較政治学 II	2	比較政治学 III	2				
比較政治学 I	2	比較政治学 I	2	西洋政治思想史 I	2	西洋政治思想史 II	2				
比較政治学 II	2	比較政治学 II	2	国際政治学 I	2	国際政治学 II	2				
比較政治学 III	2	比較政治学 III	2	国際政治学 II	2	国際政治学 III	2				
西洋政治思想史 I	2	西洋政治思想史 I	2	国際政治学 III	2	国際政治学 IV	2				
西洋政治思想史 II	2	西洋政治思想史 II	2	国際政治学 IV	2	国際政治学 V	2				
国際政治学 I	2	国際政治学 I	2	国際政治学 V	2	国際政治学 VI	2				
国際政治学 II	2	国際政治学 II	2	国際政治学 VI	2	国際政治学 VII	2				
国際政治学 III	2	国際政治学 III	2	国際政治学 VII	2	国際政治学 VIII	2				
国際政治学 IV	2	国際政治学 IV	2	国際政治学 VIII	2	国際政治学 IX	2				
国際政治学 V	2	国際政治学 V	2	国際政治学 IX	2	国際政治学 X	2				
国際政治学 VI	2	国際政治学 VI	2	国際政治学 X	2	国際政治学 XI	2				
国際政治学 VII	2	国際政治学 VII	2	国際政治学 XI	2	国際政治学 XII	2				
国際政治学 VIII	2	国際政治学 VIII	2	国際政治学 XII	2	国際政治学 XIII	2				
国際政治学 IX	2	国際政治学 IX	2	国際政治学 XIII	2	国際政治学 XIV	2				
国際政治学 X	2	国際政治学 X	2	国際政治学 XIV	2	国際政治学 XV	2				
国際政治学 XI	2	国際政治学 XI	2	国際政治学 XV	2	国際政治学 XVI	2				
国際政治学 XII	2	国際政治学 XII	2	国際政治学 XVI	2	国際政治学 XVII	2				
国際政治学 XIII	2	国際政治学 XIII	2	国際政治学 XVII	2	国際政治学 XVIII	2				
国際政治学 XIV	2	国際政治学 XIV	2	国際政治学 XVIII	2	国際政治学 XIX	2				
国際政治学 XV	2	国際政治学 XV	2	国際政治学 XIX	2	国際政治学 XX	2				
国際政治学 XVI	2	国際政治学 XVI	2	国際政治学 XX	2	国際政治学 XXI	2				
国際政治学 XVII	2	国際政治学 XVII	2	国際政治学 XXI	2	国際政治学 XXII	2				
国際政治学 XVIII	2	国際政治学 XVIII	2	国際政治学 XXII	2	国際政治学 XXIII	2				
国際政治学 XIX	2	国際政治学 XIX	2	国際政治学 XXIII	2	国際政治学 XXIV	2				
国際政治学 XX	2	国際政治学 XX	2	国際政治学 XXIV	2	国際政治学 XXV	2				
国際政治学 XXI	2	国際政治学 XXI	2	国際政治学 XXV	2	国際政治学 XXVI	2				
国際政治学 XXII	2	国際政治学 XXII	2	国際政治学 XXVI	2	国際政治学 XXVII	2				
国際政治学 XXIII	2	国際政治学 XXIII	2	国際政治学 XXVII	2	国際政治学 XXVIII	2				
国際政治学 XXIV	2	国際政治学 XXIV	2	国際政治学 XXVIII	2	国際政治学 XXIX	2				
国際政治学 XXV	2	国際政治学 XXV	2	国際政治学 XXIX	2	国際政治学 XXX	2				
国際政治学 XXVI	2	国際政治学 XXVI	2	国際政治学 XXX	2	国際政治学 XXXI	2				
国際政治学 XXVII	2	国際政治学 XXVII	2	国際政治学 XXXI	2	国際政治学 XXXII	2				
国際政治学 XXVIII	2	国際政治学 XXVIII	2	国際政治学 XXXII	2	国際政治学 XXXIII	2				
国際政治学 XXIX	2	国際政治学 XXIX	2	国際政治学 XXXIII	2	国際政治学 XXXIV	2				
国際政治学 XXX	2	国際政治学 XXX	2	国際政治学 XXXIV	2	国際政治学 XXXV	2				
国際政治学 XXXI	2	国際政治学 XXXI	2	国際政治学 XXXV	2	国際政治学 XXXVI	2				
国際政治学 XXXII	2	国際政治学 XXXII	2	国際政治学 XXXVI	2	国際政治学 XXXVII	2				
国際政治学 XXXIII	2	国際政治学 XXXIII	2	国際政治学 XXXVII	2	国際政治学 XXXVIII	2				
国際政治学 XXXIV	2	国際政治学 XXXIV	2	国際政治学 XXXVIII	2	国際政治学 XXXIX	2				
国際政治学 XXXV	2	国際政治学 XXXV	2	国際政治学 XXXIX	2	国際政治学 XL	2				
国際政治学 XXXVI	2	国際政治学 XXXVI	2	国際政治学 XL	2	国際政治学 XLI	2				
国際政治学 XXXVII	2	国際政治学 XXXVII	2	国際政治学 XLI	2	国際政治学 XLII	2				
国際政治学 XXXVIII	2	国際政治学 XXXVIII	2	国際政治学 XLII	2	国際政治学 XLIII	2				
国際政治学 XXXIX	2	国際政治学 XXXIX	2	国際政治学 XLIII	2	国際政治学 XLIV	2				
国際政治学 XL	2	国際政治学 XL	2	国際政治学 XLIV	2	国際政治学 XLV	2				
国際政治学 XLI	2	国際政治学 XLI	2	国際政治学 XLV	2	国際政治学 XLVI	2				
国際政治学 XLII	2	国際政治学 XLII	2	国際政治学 XLVI	2	国際政治学 XLVII	2				
国際政治学 XLIII	2	国際政治学 XLIII	2	国際政治学 XLVII	2	国際政治学 XLVIII	2				
国際政治学 XLIV	2	国際政治学 XLIV	2	国際政治学 XLVIII	2	国際政治学 XLIX	2				
国際政治学 XLV	2	国際政治学 XLV	2	国際政治学 XLIX	2	国際政治学 L	2				
国際政治学 XLVI	2	国際政治学 XLVI	2	国際政治学 L	2	国際政治学 LI	2				
国際政治学 XLVII	2	国際政治学 XLVII	2	国際政治学 LI	2	国際政治学 LII	2				
国際政治学 XLVIII	2	国際政治学 XLVIII	2	国際政治学 LII	2	国際政治学 LIII	2				
国際政治学 XLIX	2	国際政治学 XLIX	2	国際政治学 LIII	2	国際政治学 LIV	2				
国際政治学 XLX	2	国際政治学 XLX	2	国際政治学 LIV	2	国際政治学 LV	2				
国際政治学 L	2	国際政治学 L	2	国際政治学 LV	2	国際政治学 LVI	2				
国際政治学 LI	2	国際政治学 LI	2	国際政治学 LVI	2	国際政治学 LVII	2				
国際政治学 LII	2	国際政治学 LII	2	国際政治学 LVII	2	国際政治学 LVIII	2				
国際政治学 LIII	2	国際政治学 LIII	2	国際政治学 LVIII	2	国際政治学 LIX	2				
国際政治学 LIV	2	国際政治学 LIV	2	国際政治学 LIX	2	国際政治学 LX	2				
国際政治学 LV	2	国際政治学 LV	2	国際政治学 LX	2	国際政治学 LXI	2				
国際政治学 LVI	2	国際政治学 LVI	2	国際政治学 LXI	2	国際政治学 LXII	2				
国際政治学 LVII	2	国際政治学 LVII	2	国際政治学 LXII	2	国際政治学 LXIII	2				
国際政治学 LVIII	2	国際政治学 LVIII	2	国際政治学 LXIII	2	国際政治学 LXIV	2				
国際政治学 LIX	2	国際政治学 LIX	2	国際政治学 LXIV	2	国際政治学 LXV	2				
国際政治学 LX	2	国際政治学 LX	2	国際政治学 LXV	2	国際政治学 LXVI	2				
国際政治学 LXI	2	国際政治学 LXI	2	国際政治学 LXVI	2	国際政治学 LXVII	2				
国際政治学 LXII	2	国際政治学 LXII	2	国際政治学 LXVII	2	国際政治学 LXVIII	2				
国際政治学 LXIII	2	国際政治学 LXIII	2	国際政治学 LXVIII	2	国際政治学 LXIX	2				
国際政治学 LXIV	2	国際政治学 LXIV	2	国際政治学 LXIX	2	国際政治学 LXX	2				
国際政治学 LXV	2	国際政治学 LXV	2	国際政治学 LXX	2	国際政治学 LXXI	2				
国際政治学 LXVI	2	国際政治学 LXVI	2	国際政治学 LXXI	2	国際政治学 LXXII	2				
国際政治学 LXVII	2	国際政治学 LXVII	2	国際政治学 LXXII	2	国際政治学 LXXIII	2				
国際政治学 LXVIII	2	国際政治学 LXVIII	2	国際政治学 LXXIII	2	国際政治学 LXXIV	2				
国際政治学 LXIX	2	国際政治学 LXIX	2	国際政治学 LXXIV	2	国際政治学 LXXV	2				
国際政治学 LXX	2	国際政治学 LXX	2	国際政治学 LXXV	2	国際政治学 LXXVI	2				
国際政治学 LXXI	2	国際政治学 LXXI	2	国際政治学 LXXVI	2	国際政治学 LXXVII	2				
国際政治学 LXXII	2	国際政治学 LXXII	2	国際政治学 LXXVII	2	国際政治学 LXXVIII	2				
国際政治学 LXXIII	2	国際政治学 LXXIII	2	国際政治学 LXXVIII	2	国際政治学 LXXIX	2				
国際政治学 LXXIV	2	国際政治学 LXXIV	2	国際政治学 LXXIX	2	国際政治学 LXXX	2				
国際政治学 LXXV	2	国際政治学 LXXV	2	国際政治学 LXXX	2	国際政治学 LXXXI	2				
国際政治学 LXXVI	2	国際政治学 LXXVI	2	国際政治学 LXXXI	2	国際政治学 LXXXII	2				
国際政治学 LXXVII	2	国際政治学 LXXVII	2	国際政治学 LXXXII	2	国際政治学 LXXXIII	2				
国際政治学 LXXVIII	2	国際政治学 LXXVIII	2	国際政治学 LXXXIII	2	国際政治学 LXXXIV	2				
国際政治学 LXXIX	2	国際政治学 LXXIX	2	国際政治学 LXXXIV	2	国際政治学 LXXXV	2				
国際政治学 LXXX	2	国際政治学 LXXX	2	国際政治学 LXXXV	2	国際政治学 LXXXVI	2				
国際政治学 LXXXI	2	国際政治学 LXXXI	2	国際政治学 LXXXVI	2	国際政治学 LXXXVII	2				
国際政治学 LXXXII	2	国際政治学 LXXXII	2	国際政治学 LXXXVII	2	国際政治学 LXXXVIII	2				
国際政治学 LXXXIII	2	国際政治学 LXXXIII	2	国際政治学 LXXXVIII	2	国際政治学 LXXXIX	2				
国際政治学 LXXXIV	2	国際政治学 LXXXIV	2	国際政治学 LXXXIX	2	国際政治学 LXXXX	2				
国際政治学 LXXXV	2	国際政治学 LXXXV	2	国際政治学 LXXXX	2	国際政治学 LXXXXI	2				
国際政治学 LXXXVI	2	国際政治学 LXXXVI	2	国際政治学 LXXXXI	2	国際政治学 LXXXXII	2				
国際政治学 LXXXVII	2	国際政治学 LXXXVII	2	国際政治学 LXXXXII	2	国際政治学 LXXXXIII	2				
国際政治学 LXXXVIII	2	国際政治学 LXXXVIII	2	国際政治学 LXXXXIII	2	国際政治学 LXXXXIV	2				
国際政治学 LXXXIX	2	国際政治学 LXXXIX	2	国際政治学 LXXXXIV	2	国際政治学 LXXXXV	2				
国際政治学 LXXXX	2	国際政治学 LXXXX	2	国際政治学 LXXXXV	2	国際政治学 LXXXXVI	2				
国際政治学 LXXXXI	2	国際政治学 LXXXXI	2	国際政治学 LXXXXVI	2	国際政治学 LXXXXVII	2				
国際政治学 LXXXXII	2	国際政治学 LXXXXII	2	国際政治学 LXXXXVII	2	国際政治学 LXXXXVIII	2				
国際政治学 LXXXXIII	2	国際政治学 LXXXXIII	2	国際政治学 LXXXXVIII	2	国際政治学 LXXXXIX	2				
国際政治学 LXXXXIV	2	国際政治学 LXXXXIV	2	国際政治学 LXXXXIX	2	国際政治学 LXXXXX	2				
国際政治学 LXXXXV	2	国際政治学 LXXXXV	2	国際政治学 LXXXXX	2	国際政治学 LXXXXXI	2				
国際政治学 LXXXXVI	2	国際政治学 LXXXXVI									

〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★は開講期変更追加科目、▲は2009年度以前の入学者まで履修することができる科目を示す。
- 2 「外国書講読Ⅰ～Ⅵ」は2007年度から各年次の設定がなくなり、1年次から履修することができる。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 共通科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 4 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の5の場合も同じ)。
- 5 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 6 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 7 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記4・5の制限の枠外とする。

〔コース制〕

- 1 2年次当初に「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のうち、いずれかのコースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次当初または4年次当初に「コース変更届」を提出すること。年度途中での変更は認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。またこれらの科目は各セメスターの履修制限単位数には含めない。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔法律学科卒業要件〕

授業科目 入学年度	共通科目										専攻科目			自由 選択科目 計	合 計
	F Y S	外国 語科 目	教養系科目				計	A 群	B 群	C 群	関 連 科 目	計			
			キ ャ リ ア 形 成 科 目	人 文 の 分 野	社 会 の 分 野	自 然 の 分 野							健 康 科 学 の 分 野		
2006から 2012年度入学	2	4	4	4	4	28	28	28	30	86	18	132			
			計 22												

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通科目から次の内訳で合計28単位以上修得すること。
 - (1) F Y S 2単位(必修)。
 - (2) 外国語科目から同一語学を4単位以上。
 - (3) 教養系科目から22単位以上。ただし、人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上修得すること。また、キャリア形成科目の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1) A群から28単位以上修得すること
 - (2) B群から28単位以上修得すること
 - (3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。

なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、18単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 共通科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 自治行政学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
 - (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

——— 教育課程における標準年次の区切線について ———

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。

自治行政学科履修案内

(2006から2013年度入学者に適用)

【カリキュラムの特色と履修の心構え】

1995年度に設置された自治行政学科では、「環境問題」「まちづくり問題」「高齢者福祉問題」等についての基本的素養と生きた知識を有する人材を、自治体や企業、地域社会等へ送り出すことを目標としています。そこで、地方自治と行政の基本原理を解明する伝統的な科目と並んで、関連する様々な学問分野を学際的に編成し直した特殊法分野である環境法、社会保障法、消費者法等々、現実の政策課題を明らかにする科目を置いています。

また、例えば「自治体法」と「地方自治論」というように同種の科目を併設し、同じ政策課題に対する異なる学問分野のアプローチの違いが分かるようにして、法律一辺倒でない複眼的かつ柔軟な思考が身につくよう配慮しています。

さらに、生きた政策現場の声を講義に反映させるため、自治体行政実務者等による自治体政策論の特論科目も数多く設置しています。

本学科では特にコースの選択は要求していませんが、次のような三つの履修モデルを用意し、みなさんの問題関心に応じた系統的な学修が可能となるよう配慮しています。

モデルⅠは、**環境問題や都市問題**に関心を持ち、環境関連の企業や団体等の業務分野を志望する人を対象とするモデルです。

モデルⅡは、**社会保障や福祉**に関心を持ち、福祉関連団体・ビジネス等の業務分野を志望する人を対象とするモデルです。

モデルⅢは、**自治体行政の政策課題**に通暁した公務員を志望する人を対象とするモデルです。

みなさんは日頃から自分自身の問題関心を深め、それに合った進路を自覚的に選び、絶えず点検して、上記の履修モデルを参考にしながら自分の将来計画に沿った科目を選択してください。

【各授業科目区分の概要】

学 科	授業科目区分	概 要	
自治行政学科	共通科目 教養系科目	F Y S	「専攻科目」と「共通科目（一般教養的教育科目）」との連携により，市民，専門職業人として裾野の広い教養を培うことをねらいとするもの
		外国語科目	
		キャリア形成科目	
		人文の分野	
		社会の分野	
		自然の分野 健康科学の分野	
	専攻科目	A群科目	「法律学」と「自治行政論」の基礎科目や，自治体行政の政治的・行財政的背景を明らかにするもの
		B群科目	A群科目に次いで自治を学ぶために重要な意味を持つ科目群で，主に次のような内容のもの
			①政治学の基本的な考え方を学ぶためのもの
			②法解釈の力を養うためのもの
			③都市住民の権利と法の現状を学び，現実の政策課題を明らかにするもの
		④自治体行政実務者の生きた政策現場の声を講義内容に反映させるもの	
C群科目	主に次のような内容のもの		
基礎演習	「少人数クラス」の演習形式による双方向的な授業科目		
外国書講読			
法学政治学ゼミナール			
その他	「法律学科」の各コースに連なる法律系科目が中心で，履修者の興味や関心に沿って選択するもの		
関連科目	(主に「教職課程」を履修する者に関連する科目)		

【学科目区分の概要】

	学 科 目 区 分	学 科 目 区 分 の 概 要	
専攻科目	法 学 系 科 目	自治体行政・法務に関係のある法律制度の現実と法解釈のあり方を学ぶもの	
	中核科目	制 度 論 ・ 原 論	地方自治の理念並びに都市問題解決の政策主体となる自治体の制度・組織・権限を学ぶもの
		政治・行政・財政論	政策課題の設定・立案とその執行過程をめぐる政治，行財政問題を学ぶもの
		組織・経営・職員論	自治体の組織・機構の民主性・効率性と自治行政の担い手である公務員の権利義務関係を学ぶもの
		都 市 住 民 権 論	自治体の政策課題に対応する都市住民の権利を学ぶもの
		自 治 体 政 策 論	政策課題の解決に向けて努力する行政現場の様々な悩み，問題を学ぶもの
	政治学・行政学系科目	自治行政学科中核科目の学習に必要な政治学の基礎科目で，問題解決に当たっての政治学的アプローチの仕方を学ぶもの	
	経 済 系 科 目	自治体行政の背景となる我が国の経済政策・財政状況の現状を学ぶもの	

〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★は開講期変更追加科目、▲は2009年度以前の入学者まで履修することができる科目を示す。
- 2 「外国書講読Ⅰ～Ⅵ」は2007年度から各年次の設定がなくなり、1年次から履修することができる。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 共通科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 4 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の5の場合も同じ)。
- 5 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 6 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 7 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記4・5の制限の枠外とする。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔自治行政学科卒業要件〕

授業科目 入学年度	共通科目										専攻科目			自由 選択科目 計	合 計
	F Y S	外国 語科目	教養系科目					計	A 群	B 群	C 群	関 連 科 目	計		
			キャリア 形成科目	人文 の分野	社会 の分野	自然 の分野	健康 科学 の分野								
2013年度 入学	2	4	4	4	4	28	28	28	30	86	18	132			
			計 22												

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通科目から次の内訳で合計28単位以上修得すること。
 - (1) F Y S 2単位(必修)。
 - (2) 外国語科目から同一語学を4単位以上。
 - (3) 教養系科目から22単位以上。ただし、人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上修得すること。また、キャリア形成科目の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1) A群から28単位以上修得すること
 - (2) B群から28単位以上修得すること
 - (3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。

なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、18単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 共通科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 法律学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
 - (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

——— 教育課程における標準年次の区切線について

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。

〔備考〕

- 1 教育課程表中、◆印は隔年開講科目、★は開講期変更追加科目、▲は2009年度以前の入学者まで履修することができる科目を示す。
- 2 「外国書講読Ⅰ～Ⅵ」は2007年度から各年次の設定がなくなり、1年次から履修することができる。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 共通科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 4 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の5の場合も同じ)。
- 5 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 6 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 7 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記4・5の制限の枠外とする。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。またこれらの科目は各セメスターの履修制限単位数には含めない。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔自治行政学科卒業要件〕

授業科目 入学年度	共通科目										専攻科目			自由 選択科目 計	合 計
	F Y S	外国 語科目	教養系科目				計	A 群	B 群	C 群	関 連 科 目	計			
			キャリア 形成科目	人文 の分野	社会 の分野	自然 の分野							健康 科学 の分野		
2006から 2012年度入学	2	4	4	4	4	28	28	28	30	86	18	132			
			計 22												

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通科目から次の内訳で合計28単位以上修得すること。
 - (1) F Y S 2単位(必修)。
 - (2) 外国語科目から同一語学を4単位以上。
 - (3) 教養系科目から22単位以上。ただし、人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上修得すること。また、キャリア形成科目の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1) A群から28単位以上修得すること
 - (2) B群から28単位以上修得すること
 - (3) C群及び関連科目から30単位以上修得すること。
 なお、A群の「卒業要件単位数」を超える単位はB群に換算できる。また、換算した単位を含めてB群の「卒業要件単位数」を超える単位はC群に換算できる。
- 4 自由選択科目の単位として、18単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 共通科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 法律学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。
 - (3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6単位を上限とする。

— 教育課程における標準年次の区切線について —

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(-----)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。